

令和6年第 6回
6月 総 会

白井市農業委員会会議録

令和6年6月6日 開会

令和6年6月6日 閉会

白 井 市 農 業 委 員 会 会 議 録

令和6年6月6日午後4時00分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

出席委員は次のとおり

会 長	中 村 教 雄
会長代理	齊 藤 和 博
1 番	海老原 菊 夫
2 番	増 田 道 恵
3 番	山 崎 正 司
4 番	中 嶋 健 次
5 番	五十嵐 玲 子
6 番	高 宮 正 明
7 番	岩 井 聡 明

農地利用最適化推進委員の出席は次のとおり

1. 山 崎 操 夫
2. 石 井 修 一
3. 小 林 幸 子
4. 押 田 勝 巳
5. 秋 谷 裕 一
6. 松 丸 敏 雄
7. 伊 藤 治
8. 秋 本 善 久

傍聴者 なし

本日の議案は下記のとおり

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 令和6年度第3次農地利用集積計画の決定について

報告・協議事項等

(1) 届出等事務局長専決決裁報告について

(2) その他

7月の事前審査会、総会の日程について

- ・申請受付締め切り 6月20日木曜日
- ・事前審査会（案） 6月27日木曜日
 - 第1班 午前9時から 本庁舎2階 災害対策室2
- ・総 会（案） 7月 4日木曜日
 - 午後4時00分から 本庁舎2階 災害対策室2・3

午後4時00分委員定数9名中9名出席したので議長が開会を宣言した。

中 村 会 長 皆さん、こんにちは。
いよいよ梅雨に入る時期が来ました。
梅雨ですので寒暖の差が激しいと思います。
体調面には十分気をつけていただいて、作業に携わっていただきたいと思います。
本日の出席委員は9名により、白井市農業委員会会議規則第6条の規定により出席委員が過半数に達したため、これより令和6年6月定例総会を開催いたします。
次に、本日の議事録署名人を指名します。
議事録署名者は、4番、中嶋健次委員、5番、五十嵐玲子委員を指名します。
説明及び記録を事務局でお願いいたします。
これより議事に入ります。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 事務局の今井です。
それでは、1ページを御覧ください。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

下記のとおり、農地法施行令第1条第1項の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

令和6年6月6日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

1番、神々廻字東原の1筆です。

地目は畑。

地積は495平方メートル。

権利者は記載のとおり、義務者も記載のとおりです。

申請事由は売買による所有権移転です。

2番、神々廻字東原の1筆です。

地目は畑。

地積は463平方メートル。

権利者は記載のとおり、義務者も記載のとおりです。

申請事由は売買による所有権移転です。

3番、神々廻字東原の1筆です。

地目は畑。

地積は32平方メートル。

権利者は記載のとおり、義務者も記載のとおりです。

申請事由は売買による所有権移転です。

こちらは権利者が同じ方になっていまして、3件合わせて990平方メートルでございます。

以上です。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

中 村 会 長 次に、先般行われました事前審査会の班長より審査内容の報告をお願いします。

中嶋健次委員。

中嶋健次委員 調査報告を申し上げます。

審査資料1番から3番を御覧ください。

当日は義務者の代理人として、権利者御本人が出席されました。

申請地は、市役所から北東へ3キロメートルに位置しております。

申請地の現状についてですが、荒廃化していて樹木等がありますが、農地の引き渡し前に地主が伐採、抜根等を行って、きれいな状態にしてから農地の引き渡しを行うとのことでした。

進入路については、市道により確保されております。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて報告します。

権利者の所有の農機具についてはまだ無く、これから揃えていくとのことでした。

労働力は、世帯員が2人で、2人とも農業に従事しています。

年間従事日数ですけれども、100日。

技術力については農家の元で5年間研修しており、問題ないものと思われます。

また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はありません。

以上、全ての調査結果から、本案件は農地法第3条第2項の各項に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

以上です。

中 村 会 長 ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当委員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いいたします。

1番から3番について、最適化推進委員の山崎操夫委員、お願いいたします。

山崎操夫委員 推進委員の山崎です。

譲渡人に電話して話を聞きました。

5年ぐらい前まで奥さんが畑をやっていたということです。

体調を崩し止めてしまったとのことですが、受取人とは面識なく、不動産を通しての売買だそうです。

譲渡人は全て同意しているとのこと、特に問題ないと思われます。

中 村 会 長 事前審査会の報告及び地区担当委員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑がある方は挙手をお願いいたします。

ございませんか。

質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、採決を行います。

1番から3番について関連がありますので、一括して採決を行います。

許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

中 村 会 長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番から3番を許可することに可決いたします。

続きまして、議案第2号について、農業委員の中嶋健次委員が関係しております。

この議案については、農業委員会等に関する法律、第31条第1項の規定により、農業委員会の委員は、自己または同居人の親族、もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することが出来ないとされております。

中嶋委員、しばらくの間、退席をお願いいたします。

議案第2号 令和6年度第3次農用地利用集積計画の決定についてを議題といたし

ます。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局 事務局の今井です。

それでは、2ページを御覧ください。

議案第2号 令和6年度第3次農用地利用集積計画の決定について。

白井市長より、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律、附則第5条第1項の規定により別紙のとおり令和6年度第3次農用地利用集積計画（案）の協議がありましたので提出いたします。

令和6年6月6日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

続きまして、3ページを御覧ください。

白井市長からの協議文になります。

続きまして、4ページを御覧ください。

令和6年度第3次農用地利用集積計画一覧表（案）。

1番、根字井戸作の1筆の一部です。

地目は畑。

利用権設定面積は5,256平方メートルの内1,000平方メートルです。

設定する権利は、種類が使用貸借。

内容が普通畑。

期間が3年です。

利用権を設定する者は記載のとおりです。

利用権の設定を受ける者も記載のとおりです。

経営面積は55アール、新規です。

2番、根字下郷谷の2筆です。

地目は畑。

利用権設定面積は合計で3,445平方メートルです。

設定する権利は、種類が賃借権。

内容が普通畑。

期間が1年です。

利用権を設定する者は記載のとおりです。

利用権の設定を受ける者も記載のとおりです。

経営面積は110アール、更新です。

3番、根字東向の1筆です。

地目は畑。

利用権設定面積は1,844平方メートル。

設定する権利は、種類が賃借権。

内容が樹園地。

期間が10年です。

利用権を設定する者は記載のとおりです。

利用権の設定を受ける者も記載のとおりです。

経営面積は240アール、新規です。

以上でございます。

中 村 会 長 農用地利用集積計画については事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

1 番、3 番については新規ですので、地区担当委員の説明がございます。

1 番、3 番について、最適化推進委員の伊藤 治委員お願いいたします。

伊藤 治委員 地区推進委員の伊藤です。

1 番、義務者の方にお伺いしました。

すでに権利者との間で農地の貸借があり、適正に管理されております。

農園の拡張したい権利者と、管理してほしい義務者との間で本申請に至ったとのことです。

続いて3番ですが、こちらのほうは双方の方からお伺いしました。

義務者と権利者は親族で、以前から梨畑として申請地を借りていました。

権利者の代替わりと、現物でのお礼から、金銭への変更があったため本申請に至ったそうです。

以上です。

中 村 会 長 続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

ございませんか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第2号 令和6年度第3次農用地利用集積計画の決定について、一括して採決を行います。

承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

中 村 会 長 賛成全員です。

議案第2号 令和6年度第3次農用地利用集積計画の決定について、承認することに可決いたします。

中嶋委員の入室をお願いいたします。

次に、報告事項に入らせていただきます。

事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 事務局の今井です。

それでは、5ページを御覧ください。

報告第1号 専決処分について。

下記のとおり白井市農業委員会事務局規程第6条第6号及び第7号の規定により専決処分したので、これを報告いたします。

令和6年6月6日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

6ページを御覧ください。

① 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出でございます。

7ページを御覧ください。

② 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願でございます。

専決処分については以上でございます。

続きまして、表紙に戻っていただきまして、4番の報告・協議事項の(2)その他で7月の事前審査会、総会の日程について。

申請の受付締切りが6月20日木曜日、事前審査会が6月27日木曜日、担当は第1班になります。

午前9時から、本庁舎2階、災害対策室2になります。

総会が令和6年7月4日木曜日、午後4時から、本庁舎2階、災害対策室2・3になります。

以上でございます。

お疲れさまでした。

中 村 会 長 本日の議案については、全て終わりました。

慎重なる審議を賜り、ありがとうございました。

委員会会議の顛末を記録し署名捺印する。

白井市農業委員会会長

白井市農業委員会議事録署名人

白井市農業委員会議事録署名人